平成２１年（フ）第１５２号
和歌山市和田720番地の３
破産者　和中　良彰
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１８２号
島根県大田市川合町川合2957番地５
破産者　総合石材店石匠こと　白石　一雄
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６号
島根県出雲市矢野町334番地
破産者　濱村　裕之
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６３号
島根県出雲市知井宮町882番地１
破産者　鎌田　俊二
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２５８号
愛媛県松山市朝生田町５丁目８番16号
破産者　株式会社ワイズグロー
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
愛媛県新居浜市東田２丁目1772番地の３
破産者　有限会社山田工業
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２号
福岡県田川市寿町７番49号
破産者　有限会社あそう商店
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県田川郡福智町神崎1533番地
破産者　有限会社エヴァ建設
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９５号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目６番43―903号
破産者　株式会社レインボー物産
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９６号
埼玉県日高市原宿199―４　フローリッシュハウス103号、開始決定時の住所沖縄県宜野湾市真栄原２丁目６番43―903号　ラフィーネ真栄原
破産者　幸内　一夫
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４２号
千葉県銚子市竹町1560番地　宮崎アパート竹ハウス２―４
破産者　竹内　昌史
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９１号
金沢市百坂町リ31番地16、従前の住所金沢市荒屋１丁目117番地１
破産者　藤井　肇子
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
堺市西区鳳北町１丁24番地９
破産者　神前興業こと　神前　義昌
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
大阪府藤井寺市小山１丁目12番15号
破産者　塚本　美幸
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１９号
大阪府藤井寺市小山９丁目７番７号、前住所大阪府藤井寺市小山１丁目12番15号
破産者　塚本カツ子
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１５号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4168番地の１、開始決定時の住所大阪市北区天神橋１丁目３番４号　清洲中之島プラザ901号室
破産者　正木　ゆき
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２５号
堺市南区稲葉３丁317番地５
破産者　大倉　幸男
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５５号
大阪府松原市上田２丁目７番30―102号、前住所大阪府松原市天美北２丁目21番10号
破産者　岡本　清治
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
茨城県石岡市川又464番地１、破産手続開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目36番11号
破産者　小田　秀三
１　決定年月日　平成22年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５８号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目13番28号　エルミコート102
破産者　鈴木　義男
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部